

新型コロナウイルス感染症の流行により

里帰り出産等ができなかった妊産婦のかたへ

民間の育児等支援サービスの利用にかかった費用を支給します。

- 対象者：長崎市に住民票があり、かつ、新型コロナウイルス感染症の流行により、予定していた県外への里帰り出産等ができず、育児等支援サービスを利用した妊産婦

* 県外の実母等の訪問滞在による支援を受ける事ができなくなった方も対象になります。
* 県内でも、新型コロナウイルス感染症の発生等により、里帰りできない事情がある場合は、事前にご連絡ください。

- 支給対象となるサービス：

- ・育児支援 授乳、おむつ交換、沐浴介助、通院・外出の付き添い、上の子の保育施設等への送迎など
 - ・家事支援 食事の準備や片づけ、洗濯、掃除、^{※1}買い物など
- ※1 特殊な機械等を用いたハウスクリーニング等を含みません。



* 出産時に上のお子さんを預けた場合や、出産後のお子さんの預かりなど、ファミリーサポートセンター、保育所などの一時預かりなども対象となる場合があります。

- 支給対象となる事業者等：

上記サービスを適切に実施できる長崎市内の民間の育児・家事支援事業者

* 事業者等については、各自で選んでいただきます。
* 支給対象などについては、下記問い合わせ先へご相談ください

- 利用期間：**令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の里帰り出産等を予定していた期間内（最大6か月分を限度）**

- 回数：月4回×最大6か月分まで（ただし産後の2か月間は、月12回まで利用可能）

※2 産後2か月とは、出産日が属する月またはその翌月から2か月間とします。

- 支給金額：利用1回につき、1回あたりの利用料 または 10,000 円のいずれか低い額

- 申請期限：令和4年3月31日

<申請方法>

交付申請書に必要事項を記載し、こども健康課へ郵送または来所にて、月単位でまとめてご提出ください。審査の結果、支給額等について通知いたします。

* 交付申請書は、子育て応援情報サイト「イーカオ」からダウンロードできます。

また、詳細についても、「イーカオ」や下記問い合わせ先へ事前にご確認ください。

* 添付書類：①領収書（原本）

②事業者が発行した明細書など（写し可、利用したサービス内容がわかる資料）

③母子健康手帳の写し（出産届出済証明、妊娠中の経過、出産の状態のページ）



<問い合わせ先>

長崎市こども健康課

〒850-0031

長崎市桜町 6-3 (市役所別館 1 階)

電話 095-829-1255



R3.4 更新